決 定 書

異議申出人 小柳 朋治

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和7年10月9日付けをもって提起された令和7年10月5日執行の山陽小野田市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議の申出(以下「本件申出」という。)について、山陽小野田市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議申出の要旨

1 異議申出の趣旨

無効票の中に申出人の有効票が確認できれば当選の可能性もあるため、無効票の再点検を求めるもの。

2 異議申出の理由

申出人の本件申出の理由は、次のとおり。

- (1) 開票結果において、当選者との差が5票と僅少であること。
- (2) 私は本選挙において次々点であったが、当選者との差が5票と僅少であり、無効票273票の中に本来有効とすべき票が含まれている可能性が高い。支持者に高齢者や障がい者が多いため、記載の仕方による判読困難票が無効票に含まれている可能性があること。
- (3) 選挙の公正を確保するため、当該無効票の再点検を求めるものであること。

決定の理由

本件申出は公職選挙法第206条第1項に基づく当選の効力に関する異議の申出であり、本件選挙に係る当選人の告示の日から14日以内に行われた適法なものであるため、当委員会はこれを受理し、申出人の主張について厳正に、かつ、慎重に審理した。

まず、本件申出の趣旨及び理由については、申出人の支持者に高齢者や障がい者が多く、本来有効とすべき票が判読困難票として無効票に含まれている可能性があるため、無効票の再点検を求めるというものである。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「その(当選無効)原因となり得べき違法事由には、当該

当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。|(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされている。

本件選挙における開票(選挙会と合同)は、当委員会が選任した選挙長、候補者からの届出による選挙立会人8名、事務従事者103名により、令和7年10月5日午後9時30分から、山陽小野田市民館体育ホールにて実施した。選挙長及び選挙立会人は一連の開票事務を監視しうるように配置し、また一般の選挙人も参観することが可能であり、実際に多数の人が参観していた。

開票事務の流れは概ね次のとおりであった。

- ア 選挙立会人の立会いの下、全ての投票箱に鍵がかかっていることを確認した後、投票箱の鍵を開け、 開票台に投票用紙を取り出し混同させた。なお全ての投票箱は投票用紙を取り出した後、その中が空に なったことを選挙長及び選挙立会人が確認した。
- イ 全ての投票用紙は読取分類機を用いて、候補者別有効票、按分票、白紙票、疑問票及び識別不能票に 分類した。
- ウ 候補者別有効票は第2点検係において、他の候補者の票や無効票が混入していないか、欄外や裏面に 記載がないかなどを1枚ずつ慎重に点検した後、計数係において100票単位で2回計数し、100票 を1束にして結束し、附票を付し、選挙立会人及び選挙長に回付し点検を受けた。
- エ 按分票、白紙票、疑問票、識別不能票は、いったん審査係にて確認し、明らかに有効票と認められる票は第2点検係に回付し、ウと同様の処理を行った。審査が必要な票については、審査係において、公職選挙法第67条及び第68条に基づき慎重に判断を行った。なお公職選挙法第67条は、第68条の規定に反しない限り、投票した選挙人の意思が明白であればその投票を有効とするようにしなければならないとあり、第68条では無効投票の判断基準が示されており、本開票事務においてはこれらの法の趣旨を最大限考慮して有効・無効を判断した。
- オ 審査係は審査1班と審査2班に分け、それぞれ班長及び班員数名で1票ずつ慎重に審査を行った。一 旦審査が終了した票は、1班は2班が審査したものを、2班は1班が審査したものを再度点検した。
- カ 審査係において無効と判断された票は、無効事由別に仕分けし、計数機で票数を 2 回計数し、附票を付し、選挙立会人及び選挙長に回付し点検を受けた。なお、審査を経て有効又は無効と判断された票は、回付する際、審査係における説明を行い選挙立会人の理解を得た。
- キ 全ての選挙立会人による点検を受けた票束は、選挙長に回付し、最終的に選挙長が有効、無効を決定 した。
- ク 開票の結果は、投票総数22,629票、有効投票数22,356票、無効投票数273票、持ち帰り・その他は0票であった。

以上のとおり、本件選挙の開票事務は適正に執行しており、選挙長及び選挙立会人は選挙録の記載が真正であることを確認して署名している。また無効投票率も1.21%であり、合併以後の市議会議員一般選挙における無効投票率と比べ大きな差はない。(平成17年1.13%、平成21年1.04%、平成25年1.29%、平成29年1.38%、令和3年1.16%、令和7年1.21%)

よって、本件選挙における開票事務は選挙立会人の下で公正かつ適正に執行しており、本件選挙には当 選の効力に関する争訟の原因となり得べき当選人決定についての違法があるとは考えられない。

また、申出人が主張する異議申出理由は、理由1については最下位当選者との票差が5票であるとの事実を述べたものであり、理由2前段については、次々点であり票差が僅少であったことと無効票の中に本来有効となるべき票が含まれていることの関連性の根拠はなく、理由3の選挙の公正を確保するためという主張は上記のとおり選挙会開票事務ですでに公正に執行されており、これらの理由は開披点検の必要を迫るものではない。

しかしながら、理由 2 後段の、支持者に高齢者や障がい者が多いため、記載の仕方による判読困難票が 無効票に含まれている可能性があるという点については、申出人の主張する事実の有無を確認するため には開披して点検するほか方法がない。そのため、本件申出に対し、当委員会において開披点検を実施す ることとした。

開披点検は、令和7年10月22日、山陽小野田市役所3階第2委員会室において行った。立会人には利害関係のない公平な立場の第三者3名を選任し、また、参観人として申出人(又はその代理人)及び利害関係のある者2名(又はその代理人)の、合計3名の参観を認めた。点検は当委員会の委員長ほか委員3名、事務局長、開票事務における審査担当者(審査班長)2名及び立会人3名の合計10名で行った。また、点検の対象は無効投票273票とした。

開披点検の結果、無効票から有効票へ異動を生じると認められる投票は確認できなかった。 開披点検の結果は次のとおり。

項番	無効事由	選挙会	点検結果
1	所定の用紙を用いないもの	0	0
2	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏	28	28
	名を記載したもの		
3	2人以上の候補者の氏名を記載したもの	14	14
4	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	8	8
5	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	5	5
6	候補者の氏名を自書しないもの	0	0
7	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	2	2
8	白紙票投票	135	135
9	単に雑事を記載したもの	47	47
1 0	単に記号、符号を記載したもの	34	34
合計		273	273

無効票から有効票に異動を生じると認められる票 なし

以上のとおり、無効票の異動はなく、各候補者の得票数も異動はないため、当選人は選挙会が確定したとおりである。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和7年10月28日

山陽小野田市選挙管理委員会 委員長 野 田 武 廣

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で山口県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる(公職選挙法第206条第2項)。